



医療班の活動



地図を使用した情報共有



オフサイト総括への報告



情報共有に係るテレビ会議



原子力防災専門官によるOFC立ち上げ指示



機器等の立ち上げ



住民安全班の活動



館内放送にてプラント状況の共有



放射線班の活動



実動対処班からの報告



プラント状況の確認





上席放射線防災専門官によるEMC立上げ



EMCの活動

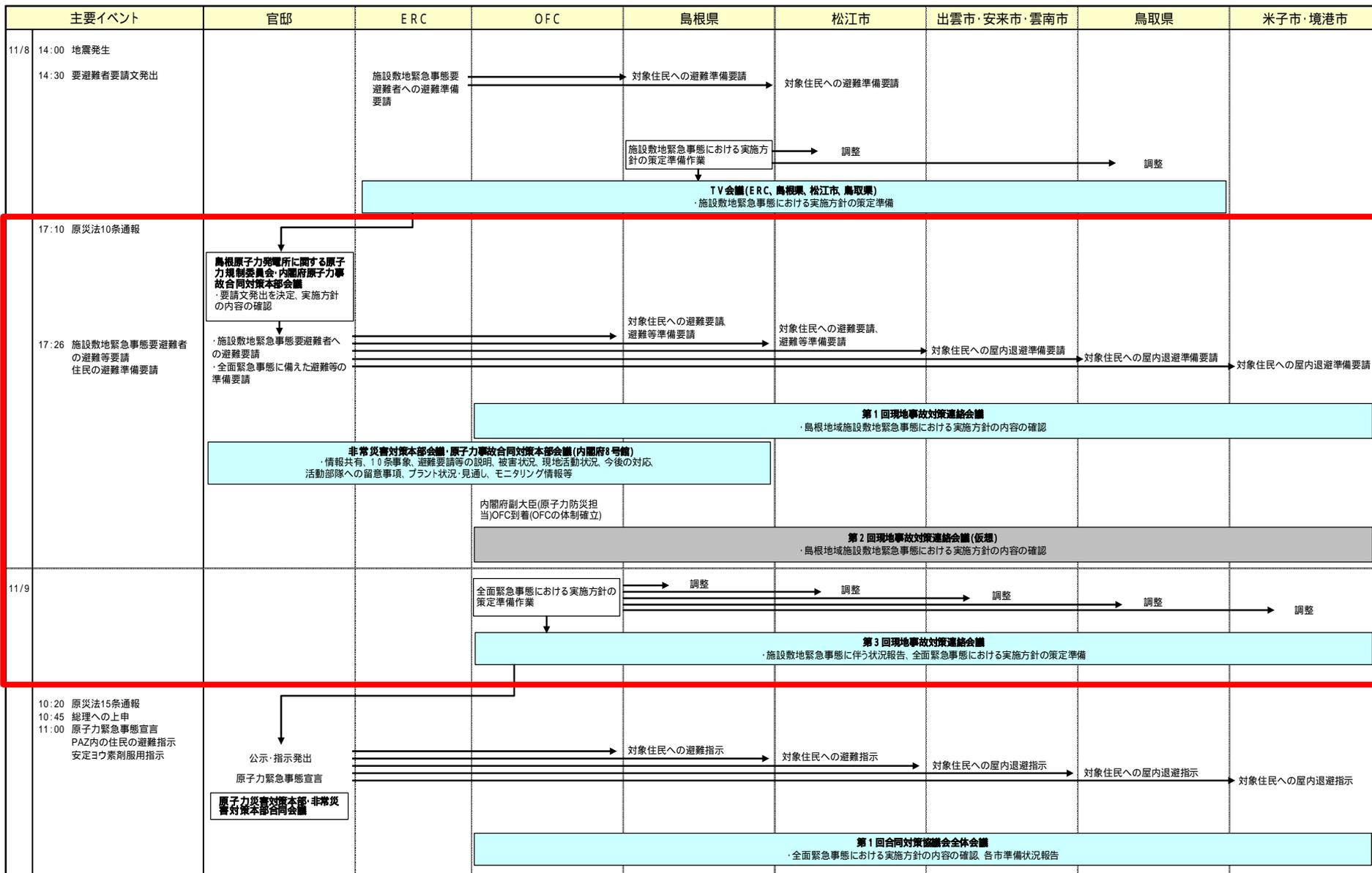


EMCの活動



EMC活動の記録

住民避難に係る意思決定の流れ(施設敷地緊急事態)



施設敷地緊急事態要避難者を含む要配慮者等への対応

中国電力株式会社島根原子力発電所のP A Zにおける、以下の要配慮者等を対象
(対象者数：松江市2,884人)

- ü 学校・幼稚園・保育所の児童等
- ü 避難行動要支援者
(社会福祉施設入所者及び長期入院患者等を含む)

< 避難等に際しての基本的考え方 >

- 1 学校・幼稚園・保育所の保護者への引き渡し完了していない児童・生徒は、松江市のP A Z外の緊急退避所へバスにて移動し、そこで引き渡しを継続。
- 1 医療機関の入院患者のうち避難が可能な者は、U P Z外の避難先病院へ避難を実施。
- 1 P A Zの社会福祉施設及び在宅の避難行動要支援者のうち施設敷地緊急事態要避難者は、松江市鹿島地区、生馬地区、古江地区の対象者は、陸路により大田市への避難を実施。松江市島根地区の対象者は、陸路により奥出雲町へ避難を実施。
- 1 社会福祉施設の入所者は広域福祉避難所へ、在宅の要避難者は避難経由所を経由して広域福祉避難所へ避難。
- 1 避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者については、近隣の放射線防護対策施設(又は自施設内)に移動し、屋内退避を実施。その上で、避難の準備が整い次第、避難先への避難を実施。
- 1 安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては一時集結所等において緊急配布を実施。

一般住民への措置

【PAZ(松江市)】

1 PAZにおける一般住民に、避難準備を要請。

【UPZ(松江市、出雲市、安来市、雲南市)】

1 保護者への引き渡し完了していない学校・保育所・幼稚園の児童・生徒等は、引き渡しを継続。

1 UPZにおける全ての住民を対象に、屋内退避準備を要請。

平成30年12月末時点

関係市名	PAZ		UPZ		合計	
	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数
松江市	9,960人	4,302世帯	192,946人	85,386世帯	202,906人	89,688世帯
出雲市	-		123,163人	46,491世帯	123,163人	46,491世帯
安来市	-		33,888人	12,498世帯	33,888人	12,498世帯
雲南市	-		30,896人	10,861世帯	30,896人	10,861世帯
小計	9,960人	4,302世帯	380,893人	155,236世帯	390,853人	159,538世帯

PAZ・UPZ人口には、入院患者、福祉施設入所者、児童・生徒等、在宅の避難行動要支援者を含む。

施設敷地緊急事態における避難の実施方針(島根県)

資料21-1

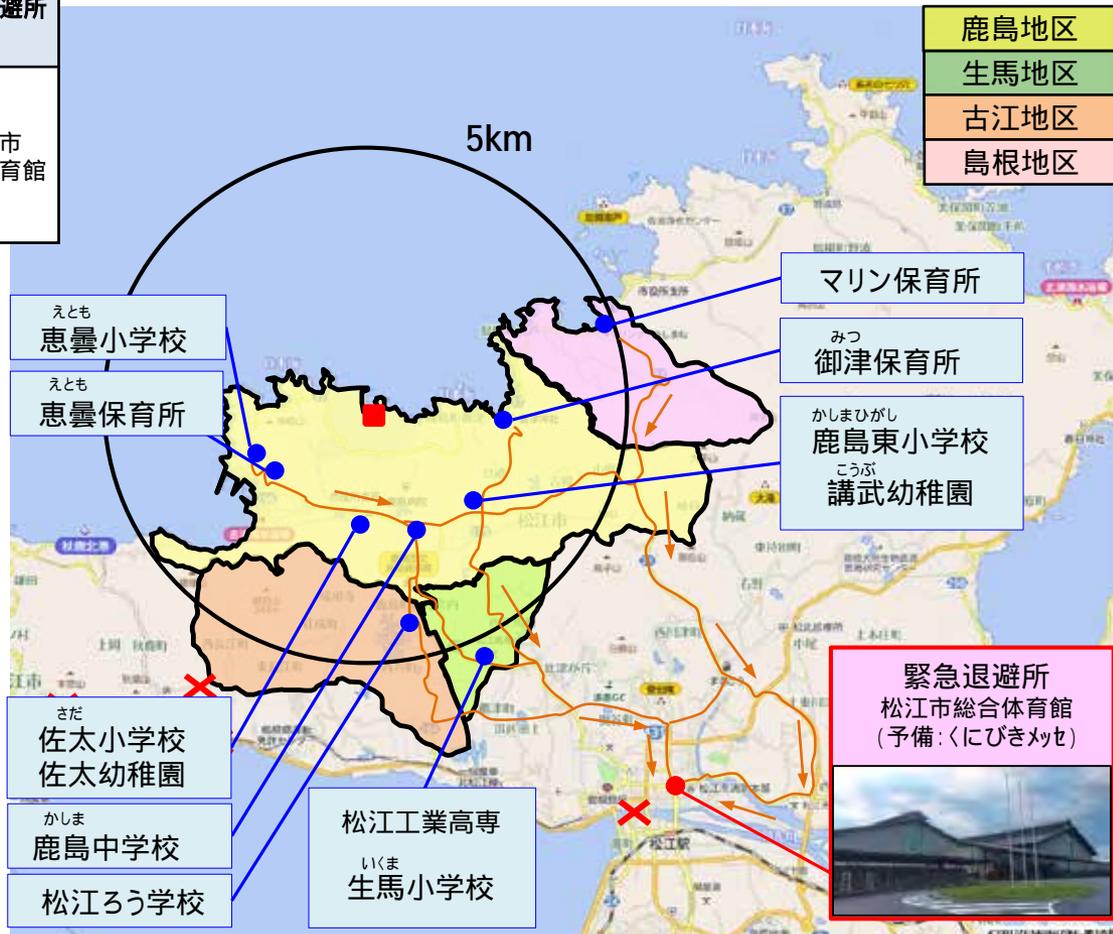
- 学校・幼稚園・保育所の児童・生徒は、警戒事態において保護者への引き渡しを開始。
- 保護者への引き渡し完了していない児童・生徒は、松江市が手配するバスにて松江市のPAZ外の緊急退避所へ移動。保護者は避難の準備を整えた上で迎えにくることを要請。
- 引き渡しを受けた保護者は、松江市からの指示があるまで、緊急退避所にて待機。

1. 学校等の緊急退避対象者数(最大)

関係自治体	対象者数		緊急退避所
	児童等	内訳	
松江市	児童等 1,855人	学校: 7施設1,624人 保育所・幼稚園: 5施設231人	松江市 総合体育館
	教職員等 333人		
	計2,188人		

2. 対象施設一覧

松江市	鹿島地区 生馬地区 古江地区	保育所・幼稚園	恵曇保育所
			御津保育所
鹿島地区 生馬地区 古江地区	小学校		佐太幼稚園
			講武幼稚園
			佐太小学校
			恵曇小学校
鹿島地区 生馬地区 古江地区	中学校		鹿島東小学校
			生馬小学校
			鹿島中学校
鹿島地区 生馬地区 古江地区	その他学校		松江工業高等専門学校
			松江ろう学校
			松江工業高専
島根地区	保育所・幼稚園		マリン保育所



施設敷地緊急事態における避難の実施方針(島根県)

資料21-2

- 医療機関・社会福祉施設の避難が可能な者は、陸路にて避難先となる病院または広域福祉避難所へ避難。
- 避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、放射線防護対策を講じた自施設で、避難準備が整うまで屋内退避を実施。

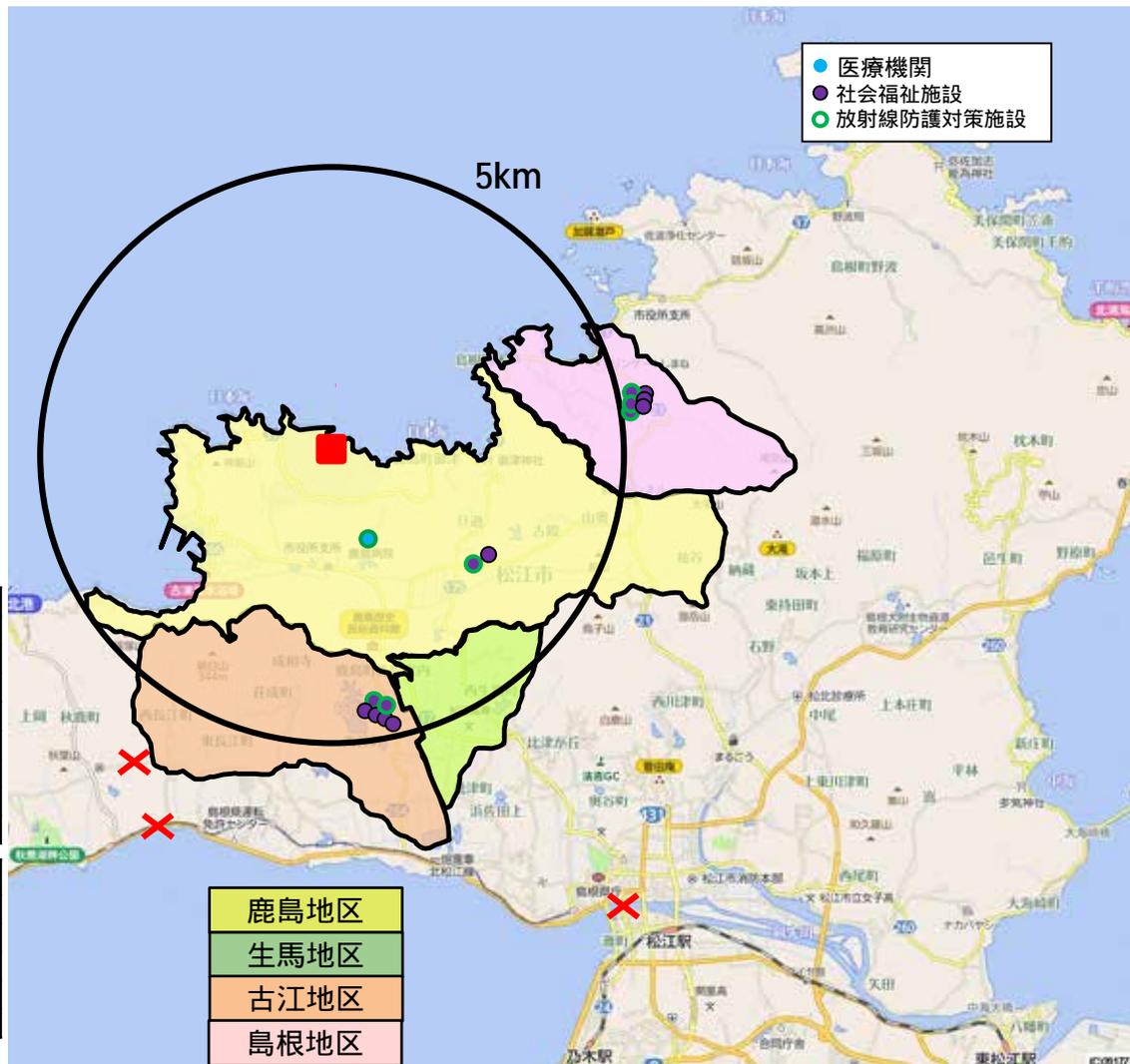
1. 避難等対象者数

関係自治体	対象者数		避難先
	入院患者、福祉施設入所者等	内訳	
松江市	対象者550人	医療機関: 1施設 177人 社会福祉施設: 14施設 373人	病院、広域福祉避難所
	うち避難者124人	社会福祉施設: 8施設 124人	
	職員489人	医療機関: 1施設 244人 社会福祉施設: 14施設 245人	
	うち避難者の支援者50人	社会福祉施設: 8施設 50人	
	計1,039人		
	うち避難者等174人		

2. 対象施設一覧

松江市	鹿島地区 古江地区	鹿島病院	鹿島町
		特別養護老人ホーム あとむ苑	鹿島町
		認知症対応型共同生活介護 あとむ苑	鹿島町
		地域密着型特別養護老人ホーム あさひ乃苑	古志町
		指定障害者支援施設四ツ葉園	古志町
		たんぼぼ事業所(たんぼぼの家)	古志町
		たんぼぼ事業所(第2たんぼぼの家)	古志町
		たんぼぼ事業所(第3たんぼぼの家)	古志町
たんぼぼ事業所(たんぼぼ若葉)	古志町		
松江市	島根地区	介護老人福祉施設 ゆうなぎ苑	大芦
		特別養護老人ホーム 慈光苑	大芦
		障害者支援施設 はばたき	大芦
		障害者支援施設 松江学園	大芦
		グループホーム しおかぜ	大芦
		グループホーム みしょう	大芦

放射線防護対策を講じた施設



施設敷地緊急事態における避難の実施方針(島根県)

資料21-3

- 社会福祉施設の避難が可能な要避難者は、陸路により避難先となる大田市又は奥出雲町の広域福祉避難所へ避難。
- 避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、放射線防護対策を講じた自施設で、避難準備が整うまで屋内退避を実施。

避難者数

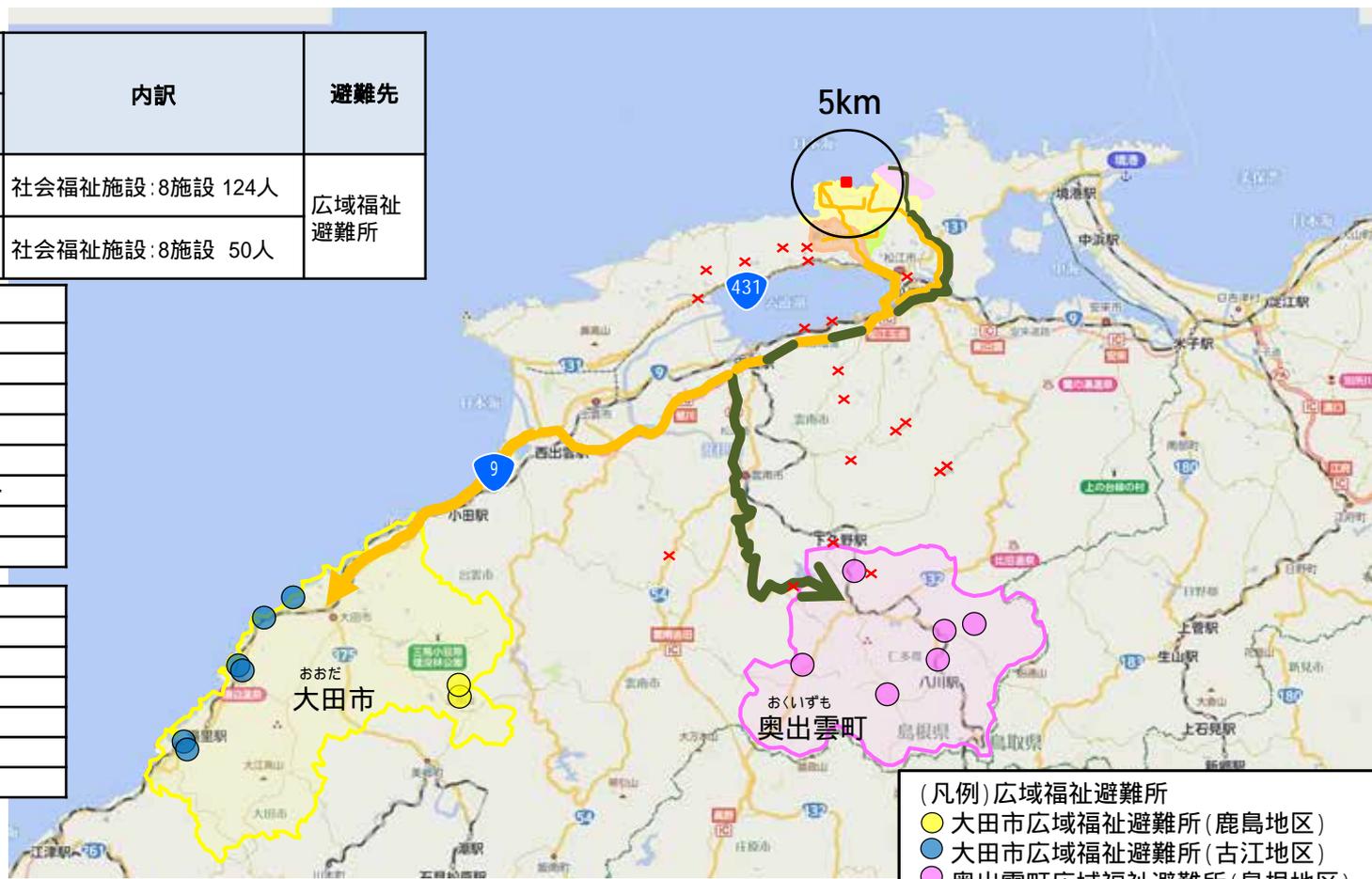
関係自治体	避難可能な者	要支援者数		内訳	避難先
		支援者等数			
松江市	174人	124人	社会福祉施設:8施設 124人	広域福祉避難所	
		50人	社会福祉施設:8施設 50人		

大田市内広域福祉避難所

鹿島地区	国立三瓶青少年交流の家
	国民宿舎さんべ荘
古江地区	温泉津保健センター
	温泉津まちづくりセンター
	仁摩保健センター
	仁摩農村環境改善センター
	静間まちづくりセンター
	五十猛まちづくりセンター

奥出雲町内広域福祉避難所

島根地区	布勢コミュニティセンター
	阿井コミュニティセンター
	鳥上コミュニティセンター
	横田コミュニティセンター
	八川コミュニティセンター
	馬木コミュニティセンター



(凡例) 広域福祉避難所
 ● 大田市広域福祉避難所(鹿島地区)
 ● 大田市広域福祉避難所(古江地区)
 ● 奥出雲町広域福祉避難所(島根地区)

奥出雲町へ至る経路に道路被害による通行規制箇所があるが、当該箇所をう回するう回路があるため避難経路全体には影響がない。

施設敷地緊急事態における避難の実施方針(島根県)

資料21-4

- 避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者等については、無理な避難は行わず、避難の準備が整うまで放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護対策施設へ収容。
- 避難の実施により健康リスクの高まる避難行動要支援者を収容する施設は、避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者等を最大合計約200人、収容可能。
- また、これら3施設では、屋内退避者のための7日分を目安に食料及び生活物資等を備蓄。



施設敷地緊急事態における避難の実施方針(島根県)

資料21-5

- 在宅の避難行動要支援者は、陸路にて避難先(鹿島地区、生馬地区、古江地区は大田市、島根地区は奥出雲町)へ避難。
- 在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、近隣の放射線防護対策施設にて避難の準備が整うまで屋内退避を実施。

避難者数

関係自治体	避難者数	内訳	避難先
松江市	対象者404人	在宅避難行動要支援者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない者:404人	大田市、奥出雲町
	支援者404人		
	計 808人		

在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者(予めの想定では最大75人程度)は、別途、放射線防護対策施設にて避難の準備を整えた上で、避難を実施。

大田市内避難経路所	
鹿島地区	朝波小学校
	大田高等学校
	第一中学校
生馬地区	長久小学校
	邇摩高等学校
古江地区	湯里地区体育館
	温泉津地区運動場
	旧温泉津中学校運動場

奥出雲町内避難経路所	
島根地区	横田公園



- (凡例)避難経路所
- 大田市避難経路所(鹿島地区)
 - 大田市避難経路所(生馬地区)
 - 大田市避難経路所(古江地区)
 - 奥出雲町避難経路所(島根地区)

円滑な避難を実施するため避難先市町は避難経路所を開設し、避難所の開設状況に応じて住民を避難所へ誘導

奥出雲町へ至る経路に道路被害による通行規制箇所があるが、当該箇所をう回するう回路があるため避難経路全体には影響がない。

避難の対象となる住民への措置

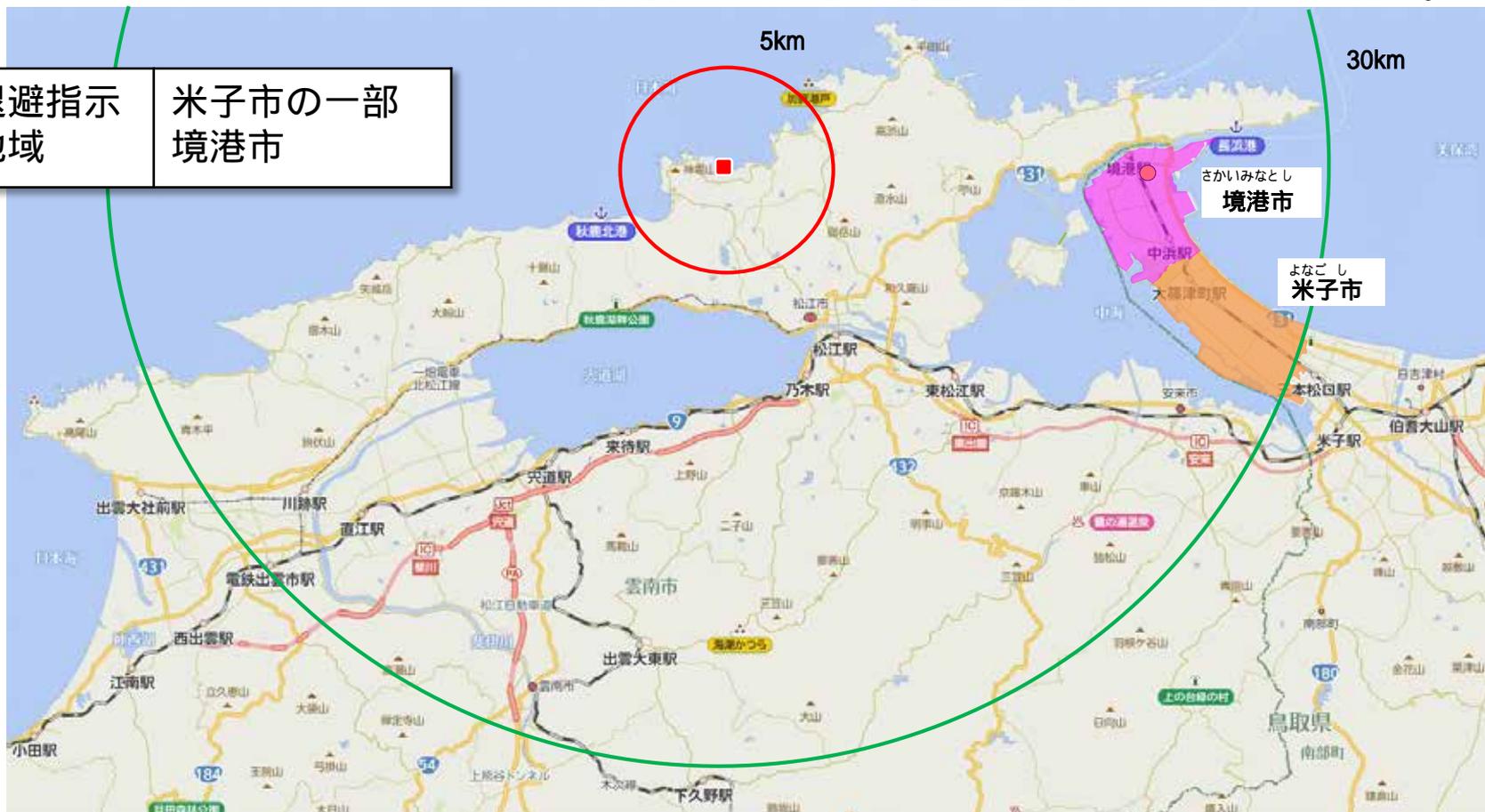
- 対象の住民なし。

屋内退避準備の対象となる住民への措置

- 中国電力株式会社島根原子力発電所のUPZに含まれる地域の住民は屋内退避準備を実施。
- 学校・保育所等の保護者への引き渡し完了していない児童・生徒等は引き渡しを継続。

屋内退避指示
対象地域

米子市の一部
境港市



言 練

要 請

令和元年11月8日17時26分

島根県知事 殿
鳥取県知事 殿
松江市長 殿
出雲市長 殿
安来市長 殿
雲南市長 殿
米子市長 殿
境港市長 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部長

中国電力株式会社から島根原子力発電所第2号機において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める事象が発生したとの通報を受け、当該事象が原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

- ・中国電力株式会社島根原子力発電所のPAZの住民であって施設敷地緊急事態要避難者(注)は、安定ヨウ素剤の配布を受け避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、屋内退避すること。当該地域の一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる者は安定ヨウ素剤の配布を受け帰宅すること。
- ・屋内退避にあたっては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等における屋内退避等を実施すること。
- ・中国電力株式会社島根原子力発電所のPAZの住民(施設敷地緊急事態要避難者(注)を除く)は、避難準備を実施すること。

- ・中国電力株式会社島根原子力発電所のPAZの住民(施設敷地緊急事態要避難者(注)を除く)に対する安定ヨウ素剤の配布準備を実施すること。
- ・中国電力株式会社島根原子力発電所のUPZの住民は、屋内退避の準備を実施すること。当該地域の一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる者は帰宅すること。
- ・中国電力株式会社島根原子力発電所のPAZ及びUPZの住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

(注) 施設敷地緊急事態要避難者

施設敷地緊急事態要避難者は次に掲げるものをいう。

要配慮者(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの、要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの

(ア) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの

(イ)(ア)のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの